

那覇地方裁判所委員会（第23回）議事概要

1 開催日時

平成26年11月20日（木）午後2時から午後4時まで

2 場所

那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（委員は五十音順）

（委員）石島正貴，稲嶺幸弘，加藤裕，金城忠雄，清水一成，鈴木博，鈴嶋晋一，
鶴岡稔彦（委員長），松永勝利，森本忠昭

（参列者）事務局長，事務局次長，民事首席書記官，刑事首席書記官

（庶務）総務課長，総務課課長補佐，広報係長，広報係

4 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 意見交換（テーマ：「刑事事件における被害者配慮制度」について）

意見交換に先立ち，谷川刑事首席書記官からテーマである「刑事事件における被害者配慮制度」についてパワーポイントを利用して説明を行い，実際に法廷での模擬実演を見学した。

これらの説明等を踏まえて，委員による意見交換を行った。

【意見交換】（●委員長，○委員，◆説明者（参列者））

●：「刑事事件における被害者配慮制度」について，意見交換を行います。先程，「遮へい」や「ビデオリンク」について見ていただきましたが，ご質問や，御意見があれば，承りたいと思いますが，何かございますか。まず，最初は石島委員，検察庁の方には，被害者の証人予定者から「こういった措置を採って欲しい」等という要望が出てくるものなのではないでしょうか。

○：そうですね。それなりにしばしばあるところですが。むしろ証人に対して「証人として裁判に出てください。」といったときに，「遮へい」や「ビデオリン

ク」などを使用するという，こういう制度がありますよと説明をした時に，出してもらうことを承諾してもらいやすくなるという効果はあると思います。実際にあの制度を使うよりもはるかに多くのケースで，どうしてもいやだったり，どうしてもしゃべれなかったりするようなことがあるときには，こういう制度もありますよということが安心材料になっていると思います。そういう意味ですごくいい制度だと思います。

●：ありがとうございます。今，検察官の立場ということで，お話をいただきましたけれども，加藤委員，弁護人の立場で何かご意見等ございますか。

○：そうですね。こういう証人というのは，どちらかというとい検察側の証人ですね。そうすると弁護人側としてはそういった証人が出てくるときはだいたい何らかの深刻な争いをしているケースですよね。そうすると弁護人側としては何とかして証人から弁護人側に有利な証言を引き出したい。そういうふう思う。そうするとやはり尋問するなかで，証人の何らかの矛盾点なり，動揺なり，そういったものを引き出していきたいということになるのですが，どうしてもやっぱり「遮へい」とか「ビデオリンク」というのはやや物理的にやりにくいなという感じがしました。ただ，「遮へい」については，現実に目の前に証言される方がいるもんですからまだいいんですけれども，「ビデオリンク」は，僕は刑事で「ビデオリンク」をやったことがないので何とも言えないのですが，民事で「テレビ会議」で前に尋問をした時はやりにくいなという感じはしましたね。やはり細かい表情の動きだとか，動作とか，声色といっはなんですが，そういったところをなかなか観察しにくい所があって，たいへんだなという感じはしています。ただ，今日見せていただきましたけれども，システムとしてはだいぶリアリティがあるというか，非常に上手く作られたものになっていると感じてはいます。

●：どうもありがとうございました。それでは，鈴嶋委員，「遮へい」や「ビデオリンク」の措置を採ってほしいというような申請があった場合には，裁

判所としては、どのような基準でそれを認めるか、認めないかの判断をしておられるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○：手続としては、一般的には検察官から申し出がなされることがありますので、裁判所としては、反対当事者である弁護人の意見を聴いて、その上で決めていくこととなります。要素としては事件の内容がどういうものなのか、証人の方が負担を感じるような事件なのかどうか、あるいは、証人の特性とといいますか、年少者となってくると法廷という場でみんなに見られているというとそれだけで緊張して話せなくなるということになってしまいますので、そういった証人の方の特性などを考慮して、それぞれ個別に検討して決めていくことになっていくと思います。

●：どうもありがとうございました。

○：今のお話で、どちらかと言うと、「遮へい」や「ビデオリンク」を利用することを認める事案というのは、ハードルが高いという事でしょうか。よほど正当な理由がないと制度利用が認められないというイメージでよろしいでしょうか。

○：先ほど石島委員からも説明があったとおり、制度利用の申し出があるかというとなんか極端に件数が多いわけでもないです。ただ、先ほど加藤委員からもお話があったとおり、「遮へい」と「ビデオリンク」を比べたときに、恐らく弁護人の立場からすると「遮へい」の場合は証人の方が法廷の中にいて、弁護人の立場からは普段の法廷と同じように証人の方を見ることができるということになるので、「遮へい」の方がややハードルは低いのではないかなと、そういった感じはします。

●：どうもありがとうございました。

○：「ビデオリンク」は映像ですけれども、録画みたいなこともしているのですか。

○：一定の事件について証人の方の同意が得られれば、録画をすることもありま

す。どのような事件が録画することを想定されているのかと言いますと、例えば何人かの共犯で強姦事件を起こしたというような事件があった場合に、それぞれの犯人が別々に審理を受けているというような時に、被害者の方からすると、別々の裁判にそれぞれ出ていかななくてはいけない、そういった負担が考えられる時に、1度目の裁判で証人尋問を受けて、それを録画しておけば、他の事件の裁判での証拠にも使えると、そういったことで録画をしている、そういった制度もあります。ただ、録画をするという事になりますと、やはり証人の方の負担もかなり大きいので、その方の同意を必要とする、そういった制度になっています。

○：「遮へい」や「ビデオリンク」を証人が望むケースの案件の種類は、殺人事件ですとか強姦事件ですとか、類型はどのようになっていますか。

○：今、例で出していただいたところでは、やはり性犯罪が多いですね。後はやはり、証人となる方が未成年者の場合が多いです。また、実際にそういった事件があるかどうかにもよるのですが、組織犯罪みたいな事件で、暴力団の組長や幹部クラスの人が被告人になっていて、検察側の証人として、暴力団の関係者の方が出てくるとか、そういったケース等で使われることもあります。

●：どうもありがとうございました。他の委員の方からも何かご質問等はございませんでしょうか。

○：あの、刑事訴訟法がよくわからないのですが、証人には犯罪立証としての証人と、情状証人とがいますが、その証人尋問はまったく別々の期日に行うことになっていますか、それとも反対的立場の証人らが複数名同じ期日に行うこともありますか。同じ期日で行われているような場合は困ることも多いのではないかと思います。同じ日だとお互い情報が筒抜けになって証人の事がわかってしまって、困るようなことがあるのではないかということが考えられるのですが、どうでしょうか。その辺の配慮はどのようになっていますか。

●：鈴嶋委員お願いします。

- ：事件によって様々でして、同じ日に検察側の証人尋問、弁護側の証人尋問を行うこともありますし、別々の期日に行うこともあります。また、同じ日に証人尋問を行う場合は、連続して行うこともあれば、ちょっと休憩を設けて行うこともあります。事件によっては、証人の方がちゃんと裁判所外に出ていくことを確認しておいた方がいいという事件もあります。それは、臨機応変にといいますか、それぞれの事件ごとに対応しているということになります。そういう状況です。
- ：今の点、立証計画ということなのでしょうが、今の点、石島委員、加藤委員、それぞれ、検察側の立場、弁護人の立場から何か補足説明はございますか。
- ：それでは私から補足説明します。デリケートな配慮を必要とする証人の場合は、裁判所の職員の方に引き渡すところまでは検察側の職員が付き添って行きまして、他の人と会わないように、相手方の関係者と顔を合わさないようにということを、裁判所側をお願いすることもありますし、検察側も付き添って行くこともあります。また、裁判が終わって帰るときも同様に付き添って行きます。事件にもよりますが、配慮をしているところです。裁判所内で待っている時も、対峙する証人同士が同じ部屋で待っているような事はないと思います。
- ：特にありません。
- ：裁判現場でのことではありませんが、加害者の人権は守られているが、被害者の人権が守られていないという事が、よく話に出てきます。被害者がこれはどうなっているのか、知りたいことがあるのに、教えてもらえないという報道がありますけれども、それはどのようになっていますか。
- ：今のご質問は、被害者が加害者の刑事裁判に何らかの形で関与して質問したりとか、意見を述べたりとか、そういった制度はないのか、という趣旨のご質問ということでしょうか。「遮へい」や「ビデオリンク」もある意味被害者の人権に配慮したものだということになります。そういった制度がなければ、被害を受けた上で、法廷で加害者や傍聴に来た一般の人の目に晒されて、尋問を

受けなくてはいけないのかということになります。そのようなことに配慮しようという一つの制度だと思えます。被害者参加制度に関わるご質問ということになるのであれば、その制度について、谷川首席、ご説明をお願いします。

◆：被害者参加制度については、冒頭でもご説明しましたが、被害者であっても、参加が許可されれば、法廷の中に出頭しますし、そして意見を述べたり、あるいは証人尋問をしたり、被告人質問をすとか、そういった手続ができることになっております。それ以外にも法律がありまして、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」というのがございます。その中では、優先傍聴、被害者は法廷での傍聴を優先的にできます。公判記録の閲覧謄写もできますし、刑事上の和解もできますし、損害賠償請求も刑事手続の中でできるということになっております。それ以外にも刑事訴訟法の中でいろんな形で保護が図られているという状況でございます。

●：清水委員、研究者の立場からご意見等はございますか。

○：金城委員が先ほどご質問されたことに関しては、恐らく、少年事件が問題になるのかなと思えます。少年事件は地方裁判所ではなく、家庭裁判所で審判というのが行われますが、その手続は非公開です。まったく傍聴人はいませんし、従来はその場でどういった話し合いがあったとか、どういうふうに少年が処遇されたのか一切被害者にも伝えられないということでした。多分そういうことが念頭におりにあったのかなと思えます。最近はそれも少し変わってきていますよね。被害者の方に通知をすとか、そういったことが始まってきていて、だんだん変わってきていて、大人の事件でも、少年の事件でもそういう動きがあるというのは、間違いのないと思えます。あと、「ビデオリンク」というものを見せていただきましたが、非常にお金かけて、大変立派な装置があるなという印象でした。ただ、過去5年間で10件の使用実績しかないというのは、年間平均2回ですので、なんか勿体無いなど、もうちょっと使えないものかなと思ったのですが、お話を聞いていると、証人の方の息遣いとかが聞こえないと

というのがやはりデメリットとしてあるのかなと、そのあたりがネックとなっているのだなと意識させられたところです。

あと、ご質問がありますがよろしいでしょうか。先ほどお話の中に証人の方に付き添いをするということがありましたが、付き添いの方というのは、証人の方へのアドバイスというのか、声掛けですが、どの程度の事が出来るのかなということが一つと、もう一つは被害者の公判記録の閲覧謄写という事ですが、恐らく、どこかで歯止めがあると思いますが、コピーして持って帰られると、結局それがネットにアップされたりして拡散する恐れがありますよね。その辺はどのような防止措置があるのかなという事が気になりました。その2点について教えていただけないでしょうか。

●：証人への付き添いについて、鈴嶋委員お願いします。

○：アドバイスとかは一切できないと、証人尋問中は傍にいるだけという、そういった仕組みになっています。時々、外国の法廷では、弁護士さんが付いていて、証人の傍でアドバイスをしているシーンなどを見かけることもありますけれども、日本ではそういったことは許されていないということになります。

○：何か理由があるのですか。

○：やはり証人の方には、記憶のとおりきちんと話していただけないといけないのかなという考え方が日本では強いのかなという気がします。それぞれの国の制度で、外国がどのような考え方に基づいてやっているのかは、私もそれほど詳しくはないので、よくわからないところもあります。

●：謄写された公判記録の拡散防止策について、谷川首席お願いします。

◆：公判記録の閲覧謄写については、以前はある程度の制限があったのですが、緩和された事の一つの理由として、事件の当事者である被害者が事件の内容を知りたいという心情から公判記録の閲覧謄写を望むことは、まさに事件の当事者である以上、当然のことだということで、法律上も十分尊重すべきというふうに考えられたということになります。ご質問にあった、閲覧謄写によって知

り得た情報の拡散などの弊害を防止するため裁判所としては、謄写した公判記録の使用を制限したり、あるいは、条件を付したりすることができるという事になっております。

- ：違反した者に対する罰則はあるのですか。
- ：手元に資料があるわけではありませんが、いわゆる刑事罰とか行政罰はないと思います。むしろ、名誉棄損とか、プライバシーの侵害ですとか、民事上の制裁ですとか、そういうところが中心になるのかなという気がいたします。
- ：公判記録の閲覧謄写の際に、被害者の氏名や住所などを墨塗りすることはあるのですか。質問の趣旨は、加害者が刑の執行を終わって出所した後、公判記録を閲覧できるのであれば、被害者の氏名・住所を探し出すことができ、そうすると、被害者側が別の形で人権侵害が起こるのではないかと懸念があるからです。
- ：谷川首席、お願いします。
- ◆：刑事公判記録には2種類ございまして、1つは進行中の事件記録で裁判所に保管されております。もう1つは確定記録で、裁判が終了し確定した後の公判記録は全て検察庁に引き継ぎます。確定記録の取り扱いについては裁判所では関知しておりませんのでわかりませんが、少なくとも係属している事件の刑事公判記録につきましては、秘匿の話が出ましたが、外部に漏れてはいけないと申し出がある事件につきましては、証拠そのものが、氏名や住所などが最初からマスキングされている抄本で提出されてくるのが非常に多いです。そういった書面を閲覧謄写するので、氏名や住所は漏れないということになります。
- ：ご説明している制度での閲覧謄写に関しては、基本的に被害者側から閲覧や謄写をしたいと請求がある場面ということですので、その被害者本人の個人情報をも本人が閲覧や謄写をするということになりますから、あまり気にしなくてもいいと思います。ただこれが例えば、別の事件の被害者がいる場合とか、そういったことになってくると、話が違ってきまして、そのような場合は、それ

なりに神経を使うことになろうかとは思いますが。

- ：検察庁に保管されている確定記録の閲覧謄写に対しては、氏名や住所に関してはマスキングをした状態で行っているというのが多いと思います。
- ：他に委員からのご質問等はありませんでしょうか。では、本日は貴重なご意見をお聞かせいただきありがとうございました。本日のテーマの「刑事事件における被害者配慮制度」は非常に重要な問題だと思っておりますので、裁判所としても、これからも十分気を付けていかなければいけないところだと思います。それではこれで意見交換は終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(3) 次回期日・テーマの確認

期 日 平成27年7月3日（金）午後2時

テーマ 「裁判員制度について」